

垂水区社会福祉協議会 善意銀行助成に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、垂水区社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第20条第3項の規程に定める本会委員会規程第2条第1項に基づき設置する垂水区善意銀行運営委員会(以下「運営委員会」という。)における善意銀行預託金の払出し(以下「助成」という。)の基準について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 垂水区善意銀行(以下「善意銀行」という。)の助成は、区民からお預かりした善意の寄付金を、垂水区の地域福祉向上のために役立てることを目的とする。

第2章 対象団体

(助成対象団体)

第3条 善意銀行の各助成の対象となる団体(以下「団体」という。)は、垂水区内(以下「区内」という。)に活動拠点を有し、企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織であり、区内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う団体であって、次の各号に掲げるものとする。尚、前述の性格を持つ組織であれば、法人格のない団体も認める。

- (1) 社会福祉法第2条第2項及び第3項(第13号を除く。)に規定する施設
- (2) 権利能力なき社団で団体内に規約があり、民主的ルールにもとづいて物事を決め、構成員が代わっても、会の同一性が失われない団体
- (3) その他、本会が特に必要と認めた団体

(対象とならない団体)

第4条 第3条に定める団体のうち、次の各号に掲げる団体は助成対象から除く。

- (1) 営利を追求することを主目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団または暴力団と密接な関係のある団体
- (3) 宗教団体、政治団体、その他社会福祉的な性格が明らかでない団体
- (4) 活動計画、予算、決算等が整備されていない団体
- (5) 本会による助成金(地域をつくる区民応援助成、友愛訪問グループ運営費助成、ふれあい給食会活動助成、ボランティアグループ運営費助成、子育てコミュニティ育成事業助成、コミュニティサポート育成支援事業)及び、神戸市のふれあいのまちづくり助成を受けている団体で、同じ事業にかかる経費を申請しようとする団体

第3章 金田基金

(金田基金)

第5条 本会は、故金田恵三氏の遺産により創設された金田基金を財源として、故人の遺志を尊重し、区内の福祉に関する事業や活動に対し、第6条乃至第11条の規定により必要額を払出し各団体に助成する。

(友愛訪問グループ活動助成)

第5条の2 神戸市垂水区ひとりぐらし高齢者等友愛訪問活動推進要綱にもとづく活動を行う地区民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)及び友愛訪問グループ(以下「友愛グループ」という。)は、次に定めるところにより、地区民児協にあつては、結成促進費助成を、友愛グループにあつては、活動充実費助成をそれぞれ受けることができる。

- 2 助成を受けようとする地区民児協及び友愛グループは、別に定める様式で申請すること。
- 3 本会は、新たに友愛グループが結成された場合、結成促進費助成として、各地区民児協へ1グループあたり5千円の助成を行う。
- 4 本会は、友愛グループが月4回(週1回)の活動から、月6回以上に活動頻度を増やして活動した場合、活動充実費として、各グループへ1万円の助成を行う。但し、当該年度の第2期(8月～11月)に結成した友愛グループには、7千円、当該年度の第3期(12月～3月)に結成した友愛グループには、4千円の助成を行う。
- 5 本会は、前項の助成金の申請の総額が250万円に満たないときは、各グループに前項の金額を支払う。但し、助成金の申請の総額が250万円を超えるときは、前項の個別の助成額を助成金の申請の総額で除した後に、250万円を乗じたうえで、千円未満を切り捨てた額を各グループに支払う。

(給食サービスグループバス助成)

第6条 神戸市垂水区ひとりぐらし高齢者ふれあい給食会助成要綱にもとづき、助成決定を受けたグループ(以下「給食グループ」という。)は、次に定めるところにより、給食サービスグループバス助成を受けることができる。

- 2 1給食グループにつき年1回、バス1台の借上料のうち3万円を上限として、2台まで助成を受けることができる。
- 3 助成総額は18万円を上限とする。
- 4 助成を希望する給食グループは、12月末日までに別に定める様式で翌年度分の助成を申請し、本会は応募多数の場合1月に抽選を行い助成する給食グループを決定する。
- 5 抽選は、助成の申請があつた給食グループの内、新規の給食グループと、前年度に助成を受けていない給食グループでくじ引きを実施し順に採択する。
- 6 前項の助成金の申請の総額が18万円に満たない時は、前年度に助成を受けた給食グループで助成の申請があつた給食グループでくじ引きを実施し順に採択する。
- 7 本条第5項乃至第6項において、抽選のためのくじ引きで、給食グループの採択順が

決まり、当選順で採択する際、助成総額から助成金申請額の累積額を差し引いた額が助成総額の18万円を超えるとき、当該の団体については減額し助成する。

- 8 前項において、当該団体が助成を辞退した時は、後順位繰り上げで助成する。尚、後順位繰り上げは一回に限り実施する。
- 9 助成を受けた給食グループは、領収書を添付した報告書を提出しなければならない。

(たるみっこまつり出店助成)

第7条 本会は、区内にある障害者団体及び障害福祉サービス事業所(以下「作業所団体」という。)に対し、たるみっこまつり出店助成として次に定める基準により助成する。

- 2 助成対象団体とは、垂水区まちづくり課に出店を認められた団体で、次に掲げる団体とする。
 - (1) 垂水区地域自立支援協議会に加盟している団体
 - (2) その他本会が特に必要と認めた団体
- 3 前項のうち、障害者団体には上限6万円、作業所団体には上限3万円の助成を行う。
- 4 助成を受けるにあたっては、別に定める様式で申請すること。
- 5 助成を受けようとする団体は、出店決定後速やかに本会に対し申請書を提出することとし、本会は申請団体に対し交付上限額等を通知する。
- 6 前項の団体は、出店後速やかに領収書を添付した報告書を提出しなければならない。尚、添付する領収書にはスタッフの飲食代は含めない。
- 7 前項に添付できる領収書は、原則として前年度のたるみっこまつりの翌日以降から、当年度のたるみっこまつり当日までのものとする。

(里親支援助成)

第8条 本会は、児童福祉の推進と里親運動をすすめる家庭養護促進協会のチャリティーイベントに対し助成を行う。

- 2 助成の方法と金額については本会理事長がこれを決定する。

(視覚障害者助成)

第9条 本会は、視覚障害者の鍼・灸マッサージ普及啓発のため、保健福祉フェアでの奉仕活動として鍼・灸の無料施術コーナーを開設し、実施する団体に対し助成する。

- 2 実施団体は、針・灸の無料施術コーナーの運営について、本会と協議の上、協働協定を締結する。
- 3 助成額は協働協定に定める額とする。

(発達障害児支援助成)

第10条 本会は、発達障害児の学習支援のための事業を実施する団体に対し、次に定める基準により助成する。

- 2 本会は、発達障害児の学習支援を実施する団体に対し助成する。
- 3 実施団体は、発達障害児の学習支援事業の運営について、本会と協議の上、協働協定を締結する。

4 助成額は協働協定に定める額とする。

(本会事業に対する払出し)

第11条 本会は、本会事業のうち、区内の地域福祉向上のために行う以下の事業に限り、第5条に定める金田基金の預託金を払出す。

- 2 本会は、本会が実施する車いす無償貸し出し事業で所有する車いすの修理・買い替え及び、買い足しにかかる必要経費実費に対する払出しを行う。
- 3 本会は、本会が実施するポスタープリンターの貸し出し事業にかかる必要経費実費に対する払出しを行う。
- 4 本会は、本会が実施する70歳以上の高齢者に対し、杖を無償で交付する事業にかかる必要経費に対する払出しを行う。
- 5 本条第2項乃至第4項以外の事業で、本会理事長が必要と認める事業については、運営委員会の議決を経た上で単年度に限り善意銀行から払出しを行う。
- 6 本条第2項乃至第4項までの払出しに関する基準については別に定める。

第4章 ハート♡ブリッジ基金

(ハート♡ブリッジ助成)

第12条 本会は、区内の特定企業から預託を受けた寄付金で創設されたハート♡ブリッジ基金をもとに、寄付者の意向を尊重し、区内の地域福祉の推進のため、本会へ企画提案される事業(活動)に対しハート♡ブリッジ基金より払出しを行い助成する。

- 2 ハート♡ブリッジ基金の助成対象団体は、第3条及び第4条の規定を準用する。
- 3 助成を受けるにあたっては、別に定める様式で申請すること。
- 4 助成額は1団体100万円を上限とする。
- 5 助成は本会の設置する審査会の書類審査を経たのち、本条第1項の基金の寄付者により決定する。
- 6 助成を受けた団体は、領収書を添付した報告書を提出しなければならない。

(対象とならない事業)

第13条 次の各号に掲げる事業や活動は、ハート♡ブリッジ助成の対象としない。

- (1) 行政及び公的団体から補助金、助成金、その他これに類する財務的な支援をすでに受けている、または今後受ける見込みのある事業
- (2) 1団体が同一年度内に実施する事業で同一の対象者に対し実施する2件目以降の事業
- (3) 同一法人、同一グループが申請する2件目以降の事業

第5章 単年度実績助成

(単年度実績助成)

第14条 本会は前年3月1日から当該年2月末日の善意銀行への預託実績に伴い、区内の自助団体、作業所団体、青少年健全育成団体(以下「青少年団体」という。)に対し団体

助成を行う。

- 2 助成を受けるにあたっては別に定める様式で申請すること。
- 3 助成を受けた団体は、善意銀行が多くの区民の預託から成り立つものであることを理解し、助成により作成した成果物や、活動の様子を収めた写真を本会へ提供することで、本会が行う善意銀行の広報に協力するよう努める。
- 4 助成の基準については別に定める。

(対象となる団体)

第15条 前条の各団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自助団体は、垂水区母子福祉たちばな会、神戸市重度心身障害児(者)父母の会垂水支部、神戸市手をつなぐ育成会垂水支部、垂水区肢体障害者福祉協会、垂水区視力障害者福祉協会、垂水区聴力言語障害者福祉協会とする。
- (2) 作業所団体は、区内に活動拠点があり、助成を受けようとする年度の4月1日時点で設立されていて、神戸市役所保健福祉局自立支援課で所在が確認でき、設立が認証されている団体とする。
- (3) 青少年団体は、垂水区子ども会連合会、垂水地区青少年育成協議会、垂水区体育協会とする。

第6章 指定寄付

(指定寄付)

第16条 本会は、当年度に預託があった寄付金のうち、匿名の預託者が区内の寄付先を指定したものについては、これを尊重し、寄付先へ直ちに払い出す。

- 2 前項による寄付先への払出しは窓口払いを基本とする。
- 3 第1項の寄付が現金である場合において、寄付先が、口座振替による受け取りを希望するとき、本会は振替に係る手数料を寄付額から差し引く。
- 4 預託者が、寄付先に氏名を顕らかにする場合は指定寄付を受け付けない。

第7章 事後手続

(監査)

第17条 本会は、第3章乃至第5章の助成金を受けた団体に対し、助成金の使途に係る範囲で適宜監査を行うことができる。

- 2 助成金を受けた団体は、助成に関する記録及び諸帳簿等を5年間保存し、本会が要求するとき提示、監査を拒むことはできない。

(変更)

第18条 助成を受けた団体は助成決定後、やむを得ない事情により助成が決定した事業の内容を変更したいときは、本会に対し計画変更申請書を提出しなければならない。

- 2 本会は第1項において事業内容の変更が軽微なものに限りこれを認める。
- 3 第1項において事業内容の変更が大幅な変更となる場合は、第1条に定める運営委員

会に意見を聞きその適否を判断する。ただし、第4章のハート♡ブリッジ助成については、寄付者の意向を聞き、その適否を判断する。

4 前項の場合において、変更が適当と認められない場合は、その助成を取消し、第12条の助成に限り後順位繰り上げにより助成を受ける団体を決定する。

5 第2項及び第4項の決定は本会理事長がこれを行う。

(助成の取り消し)

第19条 本会は、助成団体が次の各号の一に該当するとき、助成決定を取消しまたは助成金の一部を本会の善意銀行口座に返還させることができる。

(1) 助成決定後、事業の一部を休止または廃止したとき

(2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき

(3) 経理状況が極めて不良と認められたとき

(4) その他本会の指示に従わない、または不相当と認められたとき

第8章 情報公開

(公開)

第20条 この要綱に定める各助成を受けた団体が提出する報告書は、事業報告書及び決算書、添付資料などを含め、すべての資料は、個人情報保護法に規定されるものを除き、公開の対象となる。

2 団体が提出した書類及び添付資料の所有権は本会に帰属する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成25年2月1日から施行する。ただし、第3章のうち、第9条及び第10条並びに第5章の規定については平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成25年11月11日から施行する。ただし、第5条の2及び第6条の規定は平成26年4月1日から施行する。